



県章

山形県公報

平成30年12月21日（金）
第3005号

毎週火・金曜日発行

目次

告 示

- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サービス事業者の指定に係る事業の廃止……………（置賜総合支庁地域保健福祉課）…1177
- 救急病院等の告示……………（地域医療対策課）…1178
- 県道の供用の開始……………（村山総合支庁建設総務課）…同
- 道路の区域の変更……………（最上総合支庁建設総務課）…同
- 県道の供用の開始……………（同）…同
- 市町村決定に係る都市計画の図書の写しの縦覧……………（都市計画課）…1179
- 市町村決定に係る都市計画の変更の図書の写しの縦覧……………（同）…同
- 都市計画事業の変更の認可……………（下水道課）…同

教育委員会関係

告 示

- 山形県教育委員会12月定例会の招集……………1180

公 告

- 山形県労働委員会委員候補者の推薦……………（雇用対策課）…同

告 示

山形県告示第895号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり事業を廃止する旨の届出があった。

平成30年12月21日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定障害福祉サービス事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	障害福祉サービスの種類	廃止年月日
山形おきたま農業協同組合 東置賜郡川西町上小松978番地の1	J A山形おきたま福祉センター川西 米沢市広幡町上小菅638-4	居 宅 介 護	平成30. 11. 30
山形おきたま農業協同組合 東置賜郡川西町上小松978番地の1	J A山形おきたま福祉センター川西 米沢市広幡町上小菅638-4	重度訪問介護	同

山形県告示第896号

次の病院は、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項に規定する救急病院である。

平成30年12月21日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

名 称	所 在 地	認 定 期 間
公 立 置 賜 総 合 病 院	東置賜郡川西町大字西大塚2000番地	平成31年1月19日から 平成34年1月18日まで

山形県告示第897号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部建設総務課において平成30年12月21日から平成31年1月4日まで縦覧に供する。

平成30年12月21日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路 線 名 蔵王公園線
- 2 供用開始の区間 山形市蔵王温泉字アッサ平1122番3から
同 茶屋ノ上626番2まで
- 3 供用開始の期日 平成30年12月21日

山形県告示第898号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、最上総合支庁建設部建設総務課において平成30年12月21日から平成31年1月4日まで縦覧に供する。

平成30年12月21日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県道
- 2 路 線 名 新庄次年年子村山線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長
新庄市堀端町12番4から 同 4番まで	旧	15.0メートル } 10.5	メートル } 33
同 上	新	22.0メートル } 11.0	同 上

山形県告示第899号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、最上総合支庁建設部建設総務課において平成30年12月21日から平成31年1月4日まで縦覧に供する。

平成30年12月21日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路 線 名 新庄次年年子村山線
- 2 供用開始の区間 新庄市堀端町12番4から
同 4番まで
- 3 供用開始の期日 平成30年12月21日

山形県告示第900号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第20条第2項の規定により、同条第1項の規定に基づき天童市から送付のあった都市計画の図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成30年12月21日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 都市計画の種類及び名称
 - (1) 種類 山形広域都市計画
 - (2) 名称 山口西工業地区地区計画
- 2 縦覧の場所
県土整備部都市計画課

山形県告示第901号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定に基づき天童市から送付のあった都市計画の変更の図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成30年12月21日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 変更に係る都市計画の種類及び名称
 - (1) 種類 山形広域都市計画下水道
 - (2) 名称 天童公共下水道
- 2 縦覧の場所
県土整備部都市計画課

山形県告示第902号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成30年12月21日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 施行者の名称
金山町
- 2 都市計画事業の種類及び名称
 - (1) 種類 金山都市計画下水道事業
 - (2) 名称 金山町公共下水道
- 3 変更の内容
 - (1) 事業地
使用の部分
平成8年度山形県告示第21号、平成13年山形県告示第256号、平成18年山形県告示第223号の事業地に、金山大字金山字入田表並びに字南沢及び大字山崎字愛宕下並びに字西裏及び字前田表の各一部を加える。
同事業地のうち、金山町大字金山字上野並びに字上河原並びに字金山町並びに字羽場並びに字北の沢並びに字前田表並びに字久保並びに字本町並びに字西田表及び字大柳地内の各一部において事業地を変更する。
 - (2) 設計の概要の変更
 - (3) 事業施行期間の変更
- 4 事業施行期間
平成8年1月9日から平成35年3月31日まで

教育委員会関係

告 示

山形県教育委員会告示第19号

山形県教育委員会12月定例会を次のとおり招集した。

平成30年12月21日

山形県教育委員会
教育長 廣 瀬 渉

- 1 招集の日時 平成30年12月25日（火） 午後1時
- 2 招集の場所 山形市松波二丁目8番1号
山形県庁舎教育委員会
- 3 議 題
 - (1) 山形県体育館及び山形県武道館の指定管理者の指定について
 - (2) 山形県青年の家の指定管理者の指定について
 - (3) 山形県朝日少年自然の家の指定管理者の指定について
 - (4) 教職員の人事について

公 告

山形県労働委員会の第45期委員の任期が平成31年3月21日をもって満了するため、労働組合法（昭和24年法律第174号）第19条の12第3項及び労働組合法施行令（昭和24年政令第231号）第21条第1項の規定により、次のとおり同委員会の労働者委員及び使用者委員の候補者の推薦を求める。

平成30年12月21日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 推薦資格を有するもの
 - (1) 労働者委員の候補者を推薦する資格を有するもの 山形県の区域内のみに組織を有し、かつ、労働組合法第2条及び第5条第2項の規定に適合する旨の山形県労働委員会の証明を受けた労働組合
 - (2) 使用者委員の候補者を推薦する資格を有するもの 山形県の区域内のみに組織を有する使用者団体
- 2 推薦される者の資格
禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又は執行を受けることがなくなるまでの者以外の者であること。
- 3 推薦手続
 - (1) 労働者委員の候補者を推薦しようとする労働組合は、別記様式による推薦書に次に掲げる書類を添付して提出すること。
 - イ 被推薦者の履歴書
 - ロ 委員に就任することについての被推薦者の内諾書
 - ハ 労働組合法施行令第21条第3項の規定による山形県労働委員会の証明書
 - (2) 使用者委員の候補者を推薦しようとする使用者団体は、別記様式による推薦書に次に掲げる書類を添付して提出すること。
 - イ 被推薦者の履歴書
 - ロ 委員に就任することについての被推薦者の内諾書
 - ハ 定款、団体規約等の写し
- 4 推薦期間
平成31年1月11日（金）から同年2月1日（金）まで
- 5 推薦書の提出先
商工労働部雇用対策課

別記様式

年 月 日

山形県知事 殿

事務所の所在地

(電話番号)

労働組合（使用者団体）名

代表者氏名 印

推 薦 書

労働組合法第19条の12第3項及び労働組合法施行令第21条第1項の規定による山形県労働委員会の委員の候補者の推薦の求めに応じ、労働者委員（使用者委員）の候補者として下記の者を推薦します。

記

氏 名	生年月日	住 所 (電話番号)	連 絡 先 (電話番号)	現 職	略 歴	備 考
	年 月 日生 (歳)	郵便番号	郵便番号			

平成30年12月21日印刷
平成30年12月21日発行

発行所 山形県庁
発行人 山形県